

第436回山口地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年8月7日(月) 16時15分～17時15分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館2階 共用会議室

3 出席者

公益代表委員

小林友則委員
神保和之委員
通山和史委員
難波利光委員
濱嶋清史委員

労働者代表委員

大原敬典委員
河村裕幸委員
倉重里加委員
宮本晴充委員
横山 崇委員

使用者代表委員

阿野徹生委員
藏藤共存委員
坂本竜生委員
嶋本健児委員
中村眞佐子委員

事務局

労働局長
労働基準部長
賃金室長補佐
賃金指導官
監察監督官

名田 裕
上条 訓之
大塚 智
吉富 雄治
栗山 修一

4 議 題

- (1) 山口地方最低賃金審議会運営規程の改定について
- (2) 令和5年度山口県最低賃金の改正について
- (3) その他

会 長

ただいまから、第436回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から定足数について報告してください。

労働基準部長

本日は、全委員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしていることから、会議を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。

会 長

それでは、これから議題1「山口地方最低賃金審議会運営規定の改定について」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

労働基準部長

山口地方最低賃金審議会運営規定の改定についてご説明申し上げます。先般の審議会において横山委員からテレビ会議システムの導入ができないかというご提案を受け、事務局の方で検討の結果、改定するものです。配付資料の2ページ目をご覧ください。テレビ会議システムの導入について第7条に追記させていただきました。委員は会長が必要であると認める場合には、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席することができるということとしております。本来ならばこの最低賃金審議会が始まる前に規定を改定し、この審議会に臨む必要があるところ、対応が後手後手になって大変お詫び申し上げます。

以上でございます。

会 長

ただいまの事務局側の説明につきまして、何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは他に何かありますでしょうか。

労働基準部長

はい。前回の審議会で使用者側の阿野委員から中央最低賃金審議会の戎野会長代理メッセージについてご質問をいただきましたのでこの場で回答いたします。メッセージが労働局に届いたのは7月31日(月)です。厚生労働省労働基準局賃金課に確認いたしました。中央最低賃金審議会の委員全員がこのメッセージ、戎野会長代理メッセージを視聴しており、使用者委員や労働者委員が所属する団体にも送付されていると

いう回答でございます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。それでは続きまして、これから議題2「令和5年度山口県最低賃金の改正について」に入りたいと思います。

専門部会長から専門部会の結果について報告をお願いいたします。

部会長

はい、お手元に配付しています「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」につきまして説明いたします。では、読み上げさせていただきます。

当専門部会は、令和5年7月6日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、時間額928円、引上額40円、発効日は10月1日との結論に達したので報告する。

また、審議において、労働者代表委員からは、連合リビングウェイジで示された時間額は1,020円であることから、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに急激な物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

一方、使用者代表委員からは、県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、中小企業における春闘の賃上げ率以上の最低賃金引上げとなることに対して、特に人件費増加に対する価格転嫁が実現出来ていないこと、県内の大半を占める、地域経済の主要な担い手である中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図る必要性があること、さらには、今後の事業継続への不安等、厳しい意見が表明された。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月13日発効の山口県最低賃金(時間額888円)は、山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらには、近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、年収要件内での労働時間とするため、就業調整による労働現場での混乱を回避するためにも、発効日の見直しが必要と考えられるが、発効日が各県ごとに異なる場合に、労働者の総賃金額に地域間格差が

生じることから目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である。

よって、今後は、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

以上です。

会 長

ただいまの専門部会報告書を山口労働局長への答申の内容とするかについて、審議を行いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では公益委員も賛成でよろしいでしょうか。

阿野委員

いま、採決するのですか。

会 長

いえ、まずご意見をちょうだいできればと思います。

阿野委員

昨年の審議会の時は、確か専門部会の報告があったあと、採決に先立ち、会長から労使各々から意見があればという形で意見を求められたと思います。それは今から行われるのですか。それとも今この場でですか。

会 長

そうですね。いま審議を行う場でございますので、ご意見がありましたらお願いします。

横山委員

それでは労働者側の方から発言をさせていただきます。

先ほどご報告いただいたとおり、これまで4回にわたって専門部会におきまして労働者側としても、リビングウェイジ1,020円の早期達成に向け様々主張をさせていただきました。とりわけ今般、消費者物価の上昇が継続されることに加え、価格変化がさらに進む予想でもあり、最低賃金近傍で働く方々の生活を圧迫している状況となっております。また、隣県との格差是正に努めることが優秀な人材の確保につながると考えております。よって、そのような観点から目安以上の引き上げを求めてきたところ

であります。

そのような中、本年度も過去最高の目安額が示され、これまでの専門部会にてお互いの主張を尊重することはもとより、真摯な議論を行ってまいりました。

労働者側は県内で働く全ての労働者のため、使用者側は中小零細企業を含めた県内の全て企業経営のため、それぞれ持ち場、立場は違えども山口県で働く全ての方々のために、議論を尽くしてまいりました。その結果、お互いが目安額同様の40円の引き上げにて全会一致となりました。なお全会一致という結果は平成29年以来、5年ぶりであります。従いまして、来年度以降もお互いの主張を尊重しつつ、その時々状況を勘案し最低賃金の引き上げに尽力をしてみたいと考えております。

一方で発効日については、今般の山口県最低賃金が昨年31円、今年40円の引き上げとなる予定であり、時間額が引き上がることによる就業調整等を行う労働者も増えてきており、年末の繁忙期に人手が足りないという問題、課題も顕著になっているという認識をしているところであります。

労働者側としてもその課題解決に向け、その解決方法も含め検討してまいりますが、今もこの物価上昇に耐えられず生活が苦しい最低賃金近傍で働く労働者に、一日でも早く確実に波及させることが重要と考えております。

来年以降も、この一日でもはやく確実に波及させる基本方針を念頭におき、真摯な議論を継続してまいりたいと考えております。

以上のことから、専門部会の結果を尊重することとし、本審議会に臨んでまいりたいと思っております。

以上であります。

会 長

ありがとうございます。では、使用者側お願いします。

阿野委員

それでは使用者側の委員の一人として発言をさせていただきます。

これまで数回にわたり本審及び専門部会で審議が行われてまいりましたが、その経過を振り返りながら改めて意見を述べさせていただきます。

去る8月3日の本審におきまして、使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきました。使用者側といたしましては、足下の物価上昇、春季労使交渉における県内企業の賃上げの状況、また人手不足の中での人材の確保・定着の観点から「人件費はコストではなく投資である」との考え方にもたち、賃金引上げの必要性については理解をいたし、可能な限りの対応が求められていると認識していると申し上げました。

こうした中、県内経済は総じて持ち直している状況ではあるものの、中小企業・小規模事業者の景況判断は依然として厳しく先行きへの不安、懸念は一段と厳しさを増しているということを県内各機関の調査結果等もお示ししながら、こういった現状を踏まえて、先ほど申し上げました認識の下で、本県の最低賃金の審議を行う必要があると申し上げたところでございます。

加えまして、最低賃金制度は、賃金の低い労働者に対するセーフティーネットであり企業の業績の良し悪しに関わらず、全ての使用者に強制力を持って支払い義務を課するもので、また、下方硬直性が極めて強いものであることから、賃金引上げや消費拡大などの政策手段の実現であってはならず、その決定に当たりましては、あくまでも法で定める3要素について、指標・データ等の明確な根拠に基づく議論・審議を経て決定されるべきものとも付け加えいたしました。

さらに、発効日についても10月発効が本当に適当なのかという点についても、本質的な議論を行う必要があるとも申し上げたところでございます。

こうした点を踏まえた上で、納得感のある改定額を全会一致で決定することを目指して、真摯な議論を尽くしたいと考えていると発言いたしました。

その後の専門部会での審議では、私ども使用者側は、3要素のそれぞれについて、県内の具体的なデータをお示しした上で、3要素を総合的に反映する、3要素が凝縮されている春闘妥結賃上げ率2.79%が、最も妥当な最低賃金引上げ率であるとした上で、中央最低賃金審議会から特に求められております消費者物価上昇分への配慮として、4月以降の山口市の消費者物価指数の上昇相当分プラス0.8%を加算した、前年比プラス3.59%、32円増を提示させていただきました。

この提示額、考え方に対しまして、一部の公益委員から「春闘妥結賃上げ率プラス2.79%の中に含まれる3要素ごとの内訳、これが示せないのであれば、3要素を反映しているという主張は説得力に欠けるのではないか」とのご意見もありましたが、プラス2.79%という数値は、各要素ごとに算出して積み上げたものではなく、3要素を踏まえて、含んで、妥結した結果でありますことから、ここに3要素が集約・反映されていると考えているという主張を一貫してさせていただきました。

公益側からは、春闘妥結賃上げ率をベースとした使用者側からプラス32円の提示には一定の理解が示された上で、労働側とはまだ金額に相当の開きがあったため、歩み寄りに向けた再検討を打診され、具体的には、近隣県との格差是正を勘案した引上げ額の再提示の要請を受けたところでございます。

公益側からの要請に対し、初回の提示ですでに加算しておりまして4月以降の消費者物価指数の上昇相当分プラス0.8%に代わり、対象期間を拡大して、前年10月以降の消費者物価指数の上昇相当分プラス1.4%を加算した前年比プラス4.19%、プラス37円

を再提示しましたが、労働側の再提示額プラス43円との差は埋まらなかったため、労使双方で、「歩み寄りに向けて努力する」ということを改めて確認し、個別協議を継続したところでございます。

公労使三者においては、労使の主張がそれぞれ異なるものの、三者が労使双方の主張をそれぞれ認めあった上で、全会一致を目指すこととし、お互いが容認しうるぎりぎりの金額として、プラス40円の引上げで合意が図られたところでございます。

また、発効日につきましては、地方最低賃金審議会で議論して決定できることとなっており、このたび改めて地方最低賃金審議会においてそのことが周知されたことを受け、当専門部会で議題として議論することになり、参考人の意見陳述も行われました。

参考人は、近年の大幅な賃金引上げに伴い、スーパーマーケットのパートタイマー約3,200人のうち、いわゆる「年収の壁」の超過を回避するために、12月に勤務時間短縮した者が全体の約半数1,650人、このうち、5時間以上の短縮者が全体の4分の1の828人にもものぼり、年末の繁忙期に各店舗で営業上大きな支障が生じていると現状を説明され、影響を最小限にとどめるためにも、賃金改定の発効日を1月からの実施としてほしい旨の要望をされたところでございます。

私も使用者側は、参考人の意見も踏まえ、また、短期間で高い賃上げ額への対応に迫られる企業への配慮の面からも、最低賃金引上げに真撃に対応する企業・事業者を後押しすべく、十分な準備期間を確保するためにも、1月発効を強く求めたところでございます。

しかしながら、発効日につきましては、参考人が主張されたような事情が存在することは理解するものの、他県とのバランスや、労働者への早期の適用といった点も考慮いたし、従前どおり10月発効と決定されたわけでございますが、この問題は、法律上は各地方最低審議会で決定できる制度になってはいるものの、実質的には、各地方最低賃金審議会が自主性を発揮できるそうした環境にあるとは言い難いことから、国及び中央最低賃金審議会での検討を要請すべく、専門部会報告書に明記のうえ、労働局長に答申をする運びとなっております。

以上の状況を踏まえ、全会一致を目指す観点から、目安額40円の引上げに労使双方で合意に至ったものでございます。

この後の採決で、山口地方最低賃金審議会では平成29年以来の全会一致での賛成決定となることを願ひまして、私の意見とさせていただきます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

ただいま、労使双方から専門部会報告書につきましてご意見を頂戴いたしました。それぞれの立場から様々な考えをご主張いただきましたところです。この専門部会報告書を山口労働局長への答申の内容とすることにつきまして反対の意見はございませんでしたので、これをふまえて公益委員もまた反対するところがないと確認したところで「全会一致」で専門部会報告書の内容を、答申書の結論とすることといたします。

それでは事務局で答申文の作成をお願いします。委員におかれましては、しばらくお待ちください。

労働基準部長

準備しますので少々お待ちください。

【事務局が答申文案を作成】

会 長

はい、それでは事務局から答申文案を各委員に配付してください。

【答申文案を各委員に配付】

会 長

配付いたしました答申文(案)について、事務局の方から説明をお願いいたします。

賃金室長補佐

それでは内容を読み上げさせていただきます。

令和5年8月7日 山口労働局長名田裕殿、山口地方最低賃金審議会会長小林友則。
山口県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和5年7月6日付け山口労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、全会一致をもって別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和4年10月13日改正発効の山口県最低賃金（時間額888円）は令和3年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

別紙 1 山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間928円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの精皆動手当、通動手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

別紙 2 山口県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件名
山口県最低賃金
 - (2) 最低賃金額時間額
888円
 - (3) 発効日
令和4年10月13日
- 2 生活保護水準
 - (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
 - (2) 対象年度
令和3年度
 - (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期来一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,170円）
- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。
(注) 1か月換算額
$$888円(山口県最低賃金) \times 173.8(1か月平均法定労働時間数) \times 0.816(可処分所得の総所得に対する比率) = 125,937円$$

ということになります。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。ただいまの答申内容でよろしいでしょうか。

神保委員

事務局に確認ですが、答申の一番上の紙は別紙2、別紙3とあります。しかしながら、私の手元に配ってある別紙2、別紙3はちょっと入れ替わっているというか、別紙3が生活保護との比較で、別紙2が経過報告になっています。

会 長

私の手元の資料におきましても、「生活保護との比較について」が別紙2と別紙3として2部つけられております。

阿野委員

専門部会の報告書につけてある別紙2、別紙3と、本審の報告書につけてある別紙2、別紙3は順番が入れ替わっています。入れ替わっているけど、資料の説明ではよいというふうに理解しますが。

賃金室長補佐

申し訳ございません。写しのところは、大きくくりで別紙3という扱いでしています。

会 長

この点につきましての訂正はよろしいでしょうか。

坂本委員

すみません、答申についての意見をちょっと一言、確認ですがよろしいですか？

会 長

はい、お願いします。

坂本委員

先ほどの専門部会の報告の時に、会長から専門部会の報告を答申の内容とするとい

うことについての賛否といいますか、了解ということでありました。答申の読み方ですが、その専門部会の報告はその審議状況を明らかにするため添付するところ書いてあるのですが、専門部会の報告を答申の内容とするというそういうストレートな読み方がなかなか出来ません。明確に、例えば専門部会の報告書の中に色々要望するということが、二点三点書いてあったりしますが、それは審議会として労働局長にそういうことをするということが明確に答申に書かれてはいません。単に審議状況を明らかにするため添付する意味合いが若干先ほどと違うように思うのですが、そこはどう考えたらいいでしょうか。

会 長

審議状況を明らかにするために添付するというふうになっているので、専門部会の報告書にあった様々な要望等が本審の要望になっていないのではないかというご意見でよろしかったでしょうか。

はい。これにつきましてどのようにするのがよろしいとお考えでしょうか。他の方でもご意見がありましたらお願いします。

坂本委員

例えば報告書にある要望事項を2点3点明記するとか、あるいは具体的に要望事項を明記するとか、そういう形かならわかりやすいと思うのですが。

会 長

はい。

阿野委員

同じ問題について、昨年もここで議論がありました。専門部会の報告書には、例えばその今の要望事項を書いてあるが、それは専門部会が本審に報告したのであって、本審は答申書の中にそれが書き込んでないということについて、本審は専門部会からの報告を抹消したのかという観点で、去年も延々と時間を費やしていると思うのですね。今回も同じような事態になっているので、もうあまりここで時間を費やすのも同じことで費やすのも無駄だと思うのです。どういうふうに取り扱うのか、中央最低賃金審議会でもそうですよね。中央最低賃金審議会でも公益見解で書いてあって、それが中央最低賃金審議会から厚生労働大臣への答申の中にまた、賃上げしやすいような環境整備について要望事項として書いてありますよね。

ところが、山口県の答申書にはその部分が何も書いていない。というのが今、坂本

委員が言ったことだと思えます。山口の答申書にも要望事項等を書き込んでいただくが、専門部会報告を十分尊重してもらいたいとか、何かそういうのを答申の中に一語が二語書いてもまあ実質は同じことですが。何もないということは、結局本審はそれを否定したのかとなりかねない。そこを事務局としてどうお考えなのか。

労働基準部長

昨年もそういう議論があったにも関わらず、今回もまたご指摘いただいて大変申し訳ございません。ご指摘を踏まえて答申のところに、原案では審議状況を明らかにするため、また、専門部会で要望事項をとりまとめた別紙3の何かしらということであれば、いかがでしょうか。原案では審議状況を明らかにするため、また、専門部会で要望事項をとりまとめた「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」と書けば、あくまでもこの答申については要望事項について審議状況のみならず要望事項についても答申したということが伝わると思えます。いかがでしょうか。

会 長

私が言うのもなんでありますけど、それですと専門部会の要望書について明らかにするために添付するとなりまして、必ずしも審議会で要望するという形にはならないのではないかというふうに考えます。

阿野委員、坂本委員のご意見というのは、まず、先ほど確認いたしましたのが専門部会の報告書の内容を答申文の内容とするか否かであったかと思ひまして、その報告書の内容を答申の内容とするということを確認したところであります。よって、これが要望を含めてこれが審議会の答申内容であるということが明らかになるような形で文章を作っていただけないかというふうに考えます。

横山委員

私もまだ2年目で全会一致を経験したことがないので、わからないので教えて欲しいのですが、こういう全会一致を迎えようという場合は、この本審における公益見解というのは示さないのですか。今、世の中の物価に合っているね、だから消費者物価指数も上がっているね、だから専門部会の答申を尊重するというようなものが、ないのでしょうか。

会 長

事務局、全会一致の場合の公益見解についての慣習等につきましてご説明をいただければと思いますが。

労働基準部長

労使双方で意見が一致しない場合は公益見解をお伝えしています。今回は全会一致ということであれば報告書のみで、6年前も同様に取り扱っています。

会 長

すみません、改めまして事務局の方から先ほどの阿野委員、坂本委員のご意見を踏まえた答申書を作成していただければと思います。例えば、その審議状況を明らかにするため、また、本審議会の要望を明らかにするため、この審議会の要望でもありとわかるような表現であれば両委員も納得されますか。

労働基準部長

わかりました。今、会長がおっしゃったとおり、審議状況及び本審議会の要望を明らかにするためよろしいでしょうか。

会 長

いかがでしょうか。

局 長

山口地方最低賃金審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の報告書を添付するというところでどうか。

会 長

一番上のところに、当審議会はとあるので当審議会でもよろしくはないですか。

労働基準部長

なお、当審議会の要望を明らかにするとともに山口県地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため。という形でいいですか。

会 長

逆にすることですか。

労働基準部長

はい。

会 長

以上の点につきまして、まずご意見を頂戴いたしました。坂本委員、阿野委員いかがでしょうか。

坂本委員

はい、当審議会での要望は尊重してほしいと書いてあるという趣旨がここに入ったということであれば、まあ書きぶりは、よろしいと思います。

阿野委員

時間の関係もあるので、それは会長と事務局に一任して、仮と言っては失礼だけど、それで答申書を差し替えることができるかわかりませんが、一任するという形で私はそれでこの流れを早く進めた方がいいのではないかというふうにも思います。

会 長

阿野委員のご提案につきまして、事務局側のご意見を頂戴できますか。

労働基準部長

大変申し訳なかったのですが、いま阿野委員のご提案のとおり、今回は一応答申をして後ほど差し替えをさせていただきたいと思います。

横山委員

すいません、ちょっと念のためもう一度、書き加える最後の2行についてちょっと事務局の方から確認としてこういうふうな文面にしますというのを読み上げていただいてよろしいでしょうか。

労働基準部長

はい。なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の山口県最低賃金の改正決定に関する報告書を添付する。

神保委員

各委員の方、今の文面でよろしいですか。

会 長

それでは、事務局で答申文の修正をお願いいたします。

労働基準部長

はい、承知しました。

【事務局が答申文案を作成】

会 長

ただいま修正内容を確認したところで、それを踏まえまして答申を行うということで、皆様よろしいでしょうか。

(各委員了承)

会 長

はい、それでは局長に答申をしたいと思います。

【局長に答申文を手交】

山口労働局長 名田裕殿、山口地方最低賃金審議会会長 小林友則。
山口県最低賃金の改正決定について答申いたします。

局 長

ご審議ありがとうございました。頂戴いたします。
ありがとうございました。

会 長

それでは労働局長からひとことご挨拶をいただけますでしょうか。

労働局長

山口労働局長の名田でございます。
ただいま小林会長から令和5年度の山口県最低賃金の改正決定に係る答申を頂戴いたしました。

今回の改正に向けました調査審議の語間に際しましては、全国加重平均1,000円の達成を目指して公労使で議論をいただくこと、地域間格差是正を目指すこととした「骨

太の方針2023(経済財政運営と改革の基本方針2023)」などの閣議決定へのご配慮をお願いし、引上げ額については生計費、賃金、賃金支払能力を考慮したしっかりとした議論をお願いしたところでございます。

委員の皆様におかれましては、県内の経済・雇用の実態や企業経営者のアンケート結果、労働者の声なども踏まえながら、これらいわゆる「3要素」をデータ等に基づいて真摯にご議論・ご検討いただいたものと受け止めております。

酷暑の最も激しい週に金額審議が重なり、専門部会委員の皆様方には連日ご参集をお願いすることになりまして大変心苦しく思っておりましたが、消費者物価、企業物価とも非常に大きな幅での上昇が続くなど意見の一致点を探ることが難しい状況であったにも関わらず、賢明なご議論を通じまして、全会一致で答申をまとめられました委員の皆様のご尽力に改めまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

答申内容に基づき、改正額の速やかな効力発生に向けまして、所定の手続きを確実かつ迅速に進めますとともに、労使団体の皆様をはじめ県内各自治体のご協力を得まして、改定されました額の周知広報に万全を期して取り組んで参る所存でございます。

さらに、審議会としての要望でもありましたように、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための支援策の周知徹底にも全力で取り組んでまいります。

最後に委員の皆様のご尽力に重ねてお礼を申し上げますとともに、私からのご挨拶とさせていただきます。長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

会 長

ありがとうございます。次に、議題3「その他」ですが、事務局から今後の日程につきまして説明をお願いします。

労働基準部長

本日は答申をいただきましたので、この後、異議申出の公示を行います。異議申出がされた場合は、審議会で異議申出に対する審議等を行うこととなります。次回の審議会は8月23日午前10時から、この場で開催いたします。先ほど委員の皆様からご指摘されました答申書の差し替えは、事務局からさせていただきたいと思っております。不手際があり、大変申し訳ありませんでした。

会 長

それでは他に何かございますか。

阿野委員

昨年、答申が済んだ後、労働局からプレスリリース行われました。

その時にいわゆる答申書に昨年は意見の一致がみられなかったのが公益委員見解というものが添付されました。今年は全会一致ですからありませんけど。それと審議経過報告、これは今年もついていきますけれども、これについて労働局のワンペーパーで888円になったということのプレスリリース発表の時にありました。

しかしながら、昨年は議論の一致がみられなかった、あるいは審議経過というものがプレスリリースには最初、ついていませんでした。

したがって、どういう結果で888円になったかというのは、労働局の資料だけ見ると全会一致なのかどうかもわからないような状況でございました。それについては、プレス発表しても新聞テレビ等の報道が始まっていました。夕方。その後、労働局に問い合わせたら、プレスリリースの時に添付し忘れていたというか、なのでその後すぐに出されたと思います。そういう経緯がありました。

今回は発表される時に、丁寧な審議経過報告専門部会がついておりますので、それが答申書の一部ですから、是非それらも含めましてタイムラグが生じないような形でプレス発表するということは県内の多くの労働者、あるいは企業にもメッセージが伝わるわけでございますので、タイムラグが生じないような形で記者発表していただくことをお願いしたいということをお願いしたいと思います。以上です。

会 長

阿野委員のご説明につきまして事務局からお願いします。

労働基準部長

今ご指摘いただいた昨年の対応を踏まえて、本年度これから対応いたします。報告書等も報道発表資料にお付けして周知したいと思います。また、労働局のホームページにもあわせて掲載いたします。

以上でございます。

会 長

よろしくお願いいいたします。では他に何かございますか。

横山委員

では、最後に要望も含めて発言いたします。

今年の引上げ額が過去最高の40円となりました。したがって、先ほど局長からあったとおり、一部の中小企業が経営基盤の弱い企業や急激な物価上昇の影響を強く受けております企業、産業への支援措置の強化や下請け等取引において立場が弱くなりがちな中小零細企業が原材料や燃料、労務費等の高騰を適正に価格転嫁できるよう対策を講じますよう山口労働局から厚生労働省に対して要請をお願いしたいと思います。

以上です。

会 長

ありがとうございます。では他によろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、第436回山口地方最低賃金審議会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。